

掲示期間 7.4-7.13

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の施行及び特定動物の飼養等の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第58号

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の施行及び特定動物の飼養等の許可等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市動物の愛護及び管理に関する条例の施行及び特定動物の飼養等の許可等に関する規則（平成25年新潟市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項及び第3項中「第31条」を「第32条」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第24条第2項」を「第25条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条第2項及び第3項中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「第19条第2項」を「第20条第2項」に改め、同項第2項中「第19条第3項」を「第20条第3項」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条の次に次の1条を加える。

（犬又は猫の輸送に関する帳簿の備付け）

第10条 条例第18条第1項の必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 当該犬又は猫の毛色
- （2） 当該犬又は猫の性別

(3) 当該犬又は猫の生年月日（輸入等をされた犬又は猫であって、生年月日が明らかでない場合は、推定される生年月日及び輸入年月日等）

(4) 輸送前の飼養施設の名称及び所在地

(5) 輸送後の飼養施設の名称及び所在地

(6) 条例第18条第2項の規定による観察を行った場合は、次に掲げる事項

ア 輸送の完了後2日間における当該犬又は猫に係る健康上の問題の有無

イ アの健康上の問題があった場合は、当該健康上の問題があることが認められなくなった年月日

(7) 当該犬又は猫を販売に供した年月日

2 条例第18条第1項の帳簿は、その所有する犬又は猫の個体ごとに備えるものとし、記載の日から5年間保存しなければならない。

別記様式第8号及び別記様式第9号中「第10条」を「第11条」に改める。

別記様式第10号中「第11条」を「第12条」に、「第19条第3項」を「第20条第3項」に改める。

別記様式第11号中「第14条」を「第15条」に、「第24条第1項」を「第25条第1項」に改める。

別記様式第12号中「第15条」を「第16条」に、「第31条」を「第32条」に改める。

別記様式第13号中「第15条」を「第16条」に改める。

別記様式第14号中「第15条」を「第16条」に、「第31条」を「第32条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。